

○財務省告示第四十六号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十九年一月三十日に発行した政府短期証券の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年二月九日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第六百六十回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
の法律及びそ 資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

八		七		六		五			
額	最	口	イ	口	イ	口	イ		
最低額面金	行争非者特国入価	行争非者特国入価	行争非者特国入価	行争非者特国入価	行争非者特国入価	行争非者特国入価	行争非者特国入価		
	札格第I加場行争	札格第I加場行争	札格第I加場行争	札格第I加場行争	札格第I加場行争	札格第I加場行争	札格第I加場行争		
を五万円とす る省令の改 正が	千円（た だし、最 低額面金 額	八万六千 八百円	四兆五千 二百六十 七億五千 七百三十 万	額面金額 で三千七 百七十四 億円	額面金額 で四兆二 千五百四 十萬	込みの応 募額を割 り当てる 。	募限度額 の範囲に おいて各 申	各申込み のうち 応募額を 順次割 り	価格競争 入札発行 「と いう。」 第I非

十 六	十 五	十 四	十 三		十 二						十 一	十 一	九	
払 込 期 日	者 入 札 参 加	場 所 支 払	元 金 支 払	償 還 金 額	償 還 期 限	行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	価 格 競 争 格	発 行 日	振 替 単 位
平 成 二 十 九 年 一 月 三 十 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 本 銀 行	額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円	償 還 金 を 支 払 う 。	た だ し 、 償 還 期 が 銀 行 休 業 日 に	平 成 二 十 九 年 五 月 一 日			厘 二 毛	額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 六 銭 八	厘 上 の そ れ ぞ れ の 応 募 価 格	額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 六 銭 三	平 成 二 十 九 年 一 月 三 十 日	あ っ た 場 合 、 そ の 施 行 の 日 か ら

五
万
円
と
す
る
。

振
替
法
の
規
定
に
よ
る
振
替
口
座
簿

の
記
載
又
は
記
録
は
、
最
低
額
面
金

額
の
整
数
倍
の
金
額
に
よ
る
も
の
と

す
る
。

平
成
二
十
九
年
一
月
三
十
日